

○林委員長 次の陳情審査に入ります。二番町地区関連のまちづくりに入ります。本件に関する陳情は、継続中の陳情、送付5-18、5-19、5-21から26、5-31、5-41、5-45から49、5-52から56、参考送付を合わせて21件です。

関連するため、一括して審査することとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

また、本件陳情審査と関連するため、日程2、報告事項（1）二番町地区のまちづくりについて、この執行機関からの報告も併せる形で、審査のほうを進めさせていただきたいんですが、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、執行機関の報告をお願いいたします。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 二番町地区のまちづくりにつきましては、前回の当委員会でもご報告をしたとおり、1月5日から1月19日までの期間、法17条に基づきまして、都市計画案を縦覧に供し、意見書の提出を求めてまいりました。本日は、まずは、意見書の集計の状況を口頭にてご報告をさせていただきます。

なお、1月19日消印の郵送分が現状でも届いているため、現在、集計の確認作業を行っている状況です。最終的な結果については確定はしていないので、1月23日受付分までを対象としたおおむねの集計結果として、お知らせをさせていただきます。

意見書の総数は約2,700名分、うち有効票は約2,600名分です。このうち、賛成の意見が約7割、反対のご意見が約3割でした。

なお、参考として、意見書の内訳についてもお知らせをいたします。こちらの集計は、あくまで意見書の提出者が記載をした住所に基づくものとなります。

まず、二番町地区については、意見書の総数が約300名分、そのうち、賛成のご意見が約6割、反対のご意見が約4割でした。

次に、日本テレビ通り沿道についてです。対象の地区は、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、翹町三丁目、翹町四丁目であり、こちらの意見書の総数は約1,100名分。そのうち、賛成のご意見が約5割5分、反対のご意見が約4割5分でした。

引き続き、それぞれのカウント、記載された内容についての精査を行いまして、最終的な集計結果をまとめてまいります。

続きまして、お手元の環境まちづくり部資料1をご覧ください。現時点で確認をした意見書の賛成、反対、それぞれ主なご意見をこちらに掲載しております。

まず、賛成の立場からは、1点目として、翹町駅のバリアフリー化は住民の悲願であり利益であるというご意見。2点目、子どもの遊び場、寛げる緑地を設置してほしい。公園ではできない遊びやイベントができるようになり、防災の拠点として活用されることは、地域の助けとなるというご意見。3点目、大都市でもインフラ面で災害への備えは重要。地域防災の観点からも、広場整備が必要不可欠であるというご意見。4点目、本案は昨年の案から10メートル低く抑えられているとともに、60メートルを超える部分はセットバックしている。街並みとして、周囲への圧迫度の観点で大幅に改善が見られ、対して、広場等の地域貢献要素はおおむね遜色がないというご意見。5点目、学識経験者の意見、調整を踏まえて作られた今回の地区計画は、多くの住民が納得できるといったご意見を頂

いております。

次に、反対の立場からは、1点目、番町地区にはマスタープランがあり、変更には地域住民の合意が必要。行政と企業の思惑第一の提案であるというご意見。2点目、番町は超高層ビルのない都内唯一の地域。住環境と文教環境を守ることが必須である。80メートルの建物高さは、道幅の広い新宿通りの高さであり、日テレ通りにはそぐわないというご意見。3点目、建物高さ80メートルにするための広場は必要ないというご意見。4点目、建物高さ60メートルのベストプランを提示すべきというご意見。5点目、バリアフリーはビルの価値を高めるためのものであり、地域貢献とするのはおかしいというご意見。6点目、高さによるビル風への危惧。容積が増えたことによる収容人数増で、今までにない混雑となるおそれがあるというご意見。最後に、番町地区に日比谷、神田、秋葉原のようなぎわいをもたらすことは教育環境の悪化につながる。番町地区に賑わいは必要ないといったご意見を頂いております。

最後になりますが、今後は、2月8日の都市計画審議会におきまして、地区計画の変更について、審議案件としてお諮りをする際に、取りまとめた意見書の要旨、そして、それに対する区の見解をご報告させていただきます。

こちらからのご説明は以上です。

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、執行機関に確認したい点等々ございますと思いますので、どうぞ、委員の皆さん。

○岩田委員 以前も何度か言いましたけども、このアンケートというか、意見書ですよ。以前も、何か疑義があるというふうにマスコミで報じられたように、例えば、住所も、千代田区一番町で終わりとか、千代田区二番町で終わりとか、最後の枝番まで書いていないのも、それも有効票としているのかどうか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回、意見書提出に当たって、必要な記載事項としては、都市計画案の種類、名称、氏名、住所、電話番号、意見、こちらを全て満たしたものを有効票として取り扱っております。仮に、記載に漏れがなくても、今ご指摘いただいたように、例えば、住所が「千代田区」ですとか、「千代田区二番町」とか、地名までしか記載されていないなど、不備があるものについては、無効票としてカウントをしております。

以上です。

○岩田委員 その住所の中に、これは明らかに企業の住所であるとか、それは、マンションの、本当に純粹にマンションの住所であるとか、そういうようなのはちゃんと調べているのかどうか、お答えください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 それぞれ提出された意見書の住所がどういった、例えば、マンションであるとか、事業所から提出されたものなのかという観点での確認は行っておりません。

○岩田委員 それじゃあ、住所じゃないですよ。住んでいないんですから。もしも、それが企業だとしたら、住んでいるところじゃないですよ。ちょっと、それは数え方がおかしいんじゃないですかね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回の17条手続における意見書の提出に関しては、

広く意見を求めているものなので、今ご指摘いただいたとおり、例えば、在勤者の方を対象としていないというものではございません。そのため、住民はもちろんそうですが、広く利害関係人から意見を求めるため、住所については、記載されたものがあくまで該当するという認識です。

○岩田委員 いや。在勤者を入れるなど言っているんじゃないで、その分類の仕方が、住所、だから、住所の、たとえば、そこが会社であっても、その住所の方をその意見とすると。それは、例えばですよ、働いている方、あくまで、例えば、たった1日だけアルバイトでそこに行った人も、その人の意見とって採用されてしまうというのは、これはおかしいんじゃないかなと思うんですけど、そこはどういうふうに考えているんですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 その方がどういった立場で提出をされるかというのは、もちろんそれぞれ事情が異なると思うんですけども、あくまで、この地区計画の変更に関して、ご意見として頂いたものに関して、取りまとめて、都市計画審議会で要旨をお伝えするということが重要であるというふうに考えておりますので、そのお一人お一人の立場がどういうものなのかということについての勘案は行っておりません。

○岩田委員 あくまで例えばですけども、これは、今回、日本テレビのことですけども、じゃあ、その住所が二番町14とか、明らかに日本テレビのものだになって、そういうのもあると思うんですけども、そういうところも、何も考えずに、開発する側の住所であっても、そのまま採用する。それは、ちょっとどうなのかなと思うんですけど、それはそのまま採用するんですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 あくまで、これまでもご説明をしているところですが、意見書に関しては、もちろん数もありますけれども、やはり内容を要旨としてまとめることこそが重要であるというふうに考えております。ご指摘のとおり、一つのご住所から出されているものというのも確かにあるというふうに考えておりますが、ほかの意見書と取扱いについて異なる部分はございません。

○岩田委員 まさに、そういうところをはっきりするべきじゃないですか。だから、以前、メディアに疑義ありというふうに書かれちゃったんじゃないですかね。今回だって、ちょっと関係ないですけども、この区役所から×××が出ているわけですよ。そういうのも考えて、皆さんにオープンに明らかにするべき。それが正しい区の在り方じゃないですか。それじゃないと、また何かあるんじゃないかって、そういうふうに思われますよ。そういうところをちゃんとするべきじゃないですか。

○林委員長 休憩します。

午後2時54分休憩

午後2時55分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。先ほどの発言は、削除、撤回します。区の中から容疑者が出ているに変更いたします。

○小枝委員 関連、関連。

○林委員長 区の中。区の中。区民。まあ、区民。いや、いいですよ。

関連ですか。

○小枝委員 今の意見書の内容。

○林委員長 意見書の関連。

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 岩田委員の、意見書をより透明性の高い、信頼性の高いものにして見せてくださいよという質問だったと思います。二番町の数の中に、当該事業者の関係者の住所があったとしても、それはよしとして、それがあったという属性が示されればいいのではないかというふうに私は思うんです。それで、そこはできる話ですよ。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 それぞれ記載された住所に関しては、当然、把握をしておりますので、同じ住所から出されたもののうち、例えば、極めて多かったものについて、どの程度あったかということについての確認は行えるというふうに認識しております。

○林委員長 いいですか、小枝委員。

○小枝委員 当該事業者の住所というのは、今、当然、二番町にあるわけなので、そこから出ているものについて、固まりであるならば、関連会社までは把握が今はできないと思いますけれども、やはり見える化するということは、一つは必要だろうと。そういう意味です。

ひっくり返して、意見書提出者の属性別に要旨を明らかにして、都計審に提出する必要があると。このことなんですけれども、都市計画法第19条の2項、岩田委員の言われたとおりなんですけれども、市町村は、つまり、千代田区は、これを都市計画審議会に意見書の内容を提出しなければならないわけなんですよね。今回の場合、やはり1社の開発を巡って、容積も高さも緩和をするという内容になっています。容積については、多くの住民がかなりの理解を示して、バリアフリーのために必要ならいいよねというところまで来ていると思うんですけれども、この間、高さについては、80にしくなくても、700%の容積、実際、230ですかね、割増しができるんじゃないかと、フルじゃなくても、そういう方法があるんじゃないかということが、この間の議論の中でも明らかになっている。そういう内容ですので、それについて、どういう意見が、どういう立場の人が、どういう意見を出したかということは非常に重要なんですよ。一番町、二番町の人が言っているのか、それとも、千葉県、埼玉県の方が言っているのかによって、意見書の読み方違ってきますね。

そこは、11月6日の都市計画審議会で、専門家の先生がそのところを、何ですかね、非常に本質論、根拠を持った本質論が意見として存在するのであれば、これは、大方な同意とは言いにくいということをおっしゃっています。つまり、どういう立場の方がどういう意見を言っているかということが、非常に重要なんです。なので、今日、この2,700をA4一枚に区のほうでまとめちゃいましたけれども、これではさっぱり分からない。さっぱり分からないんですよ。それを、まさか、これを都市計画審議会に出すんじゃないですよ。

○林委員長 いろいろ正副の打合せでもあったんですけど、これは、詳細に間違っただけで、結果を以前出してしまったんで、慎重にも慎重を期す形で、都市計画審議会に間に合うような形で、数も精査をかけてやるというところで、本日のところは、こんな形で暫定の速報値という形というふうに受け止めていただきながら、答弁をお願いします。

○小枝委員 なるほど。暫定。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいま委員長からご指摘を頂いたとおり、本日、委員会の資料としてお示しをしているのは、まだ最終結果が取りまとまる前の段階で、暫定的に主なご意見をご紹介したものです。都市計画審議会において、審議をお諮りする際には、より詳細にそれぞれどういったご意見を頂いているのか、それに対して、区の見解としてはどういうものをお示しできるのか、そちらを、これまでの都市計画審議会での意見書の内容と全く同じような形で、意見書についてはご説明を差し上げるように考えております。

○小枝委員 今、都市計画審議会においてはというふうにおっしゃったと思うんですけども、それは12月6日の申合せからすると、ここにちゃんと資料を出してもらわないと困るんですね。私の認識違いじゃなければ、12月6日に春山副委員長が集約してくださった内容というのは、「委員会として、執行機関にこれから都市計画手続に関しては、事前・事後に確認することを執行機関に強く申し入れるというのを、改めて委員会と集約をしていきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか」、「はい」ということになっています。そこからすると、この委員会にちゃんとした内容を出すべきであるという、この認識は一致していますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 事前、事後、それぞれ、内容について、ご説明できる範囲で情報提供していくということについては、認識をしております。

○小枝委員 そうですね。議会が予算を決めて、そして、それを執行するわけですから、その中身については、議会としっかりとすり合わせをするということは、もう確認事項になっております。

その上で、属性別の要旨の話なんですけれども、千代田区の都市計画審議会における二番町地区計画の変更審議においては、意見書提出者の属性、それは住民、地権者、通勤・通学者、その他、そして、住所としては、二番町、そして、番町エリア、千代田区内、そして、区外、これをクロス集計ですね、4掛ける4、クロス集計をかけていって、どのような方がどういう意見を出しているのかをしっかりと分かるように示す。これが市町村でやっている普通のやり方だということを言われています。他の市町村でやっている普通のやり方、その普通のやり方をやっていただけませんか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 先ほどご説明をさせていただきましたが、今回の17条の意見書提出に当たって、必要な記載事項としては、都市計画案の種類、名称、氏名、住所、電話番号、そして、ご意見、こちらを必要事項としてお示しをさせていただいております。そのため、こちらの記載事項で把握できたものに関しては、必要に応じて、分類ということも考えられますが、例えば、今ご指摘いただいた在勤か、在住かということに関して、確かに意見書の中でそちらの記載をご自身でされている方もいらっしゃるんですけども、これは、区として書いていただくものとしては求めているものではないので、多くの方に関しては、この辺り、直接の記載がない状況でございます。そのため、一部の方の意見書のみを対象として、そういった統計を取るといようなことに関しては、現実的ではないのかなというふうに考えております。

○小枝委員 そこは、区がやっぱり不透明だと言われるところなんですよね。本当は行う前から、住民であるか、在勤者であるかの別を利害関係の内容を丸をつけるというふう

すれば、確かに集計上は事務的には楽だったと思います。でも、あれだけお願いしたのに、それは今回しませんということでしたから、大変だろうとは思いますが。そして、また、2,700も出たということで、大変だろうと。でも、大変でも、これは仕事ですので、やっていただかなければ困るんですね。どういう立場の方が在住なのか、在勤なのか、在学なのか、先ほど言ったような4掛ける4のクロス集計をかけて、みんなが一生懸命書いた意見書の内容が、どういう立場の方がどういう思いでそれを書いているのかが伝わらなかったら、先ほど都市計画審議会の先生がおっしゃったような本質論、根拠をしっかりとった本質論として出されているものかどうかということが、結局、判断できないわけですよ。判断できない意見書を出しても仕方がないので、これだけの数が出るころは、全国にも二つとないそうです。だから、例がないんです。でも、これだけの意見書が出るような大論争を、別に区民は対立しなくてもよかったのに、広場もできる、バリアフリーもできる、60でも容積緩和はできるのに、それをできないかのようにしてしまったことによって、今、皆さんが、もうまちをよくしたいと思う皆さんが一生懸命意見を出しているものがちゃんと分かるように、提示をしてもらいたい。

そこは、ほかの——ここは繰り返しませんけれども、鎌倉でも横浜でも横須賀でも、ほかの市町村では当たり前に行っている作業ですから、それをやらないと、先ほどの岩田委員言われたとおり、今、本当に公平公正な千代田区であるかということが問われている中で、ここまで見せないという、何が何でも見せないということはあり得ないと思うんですよ。当たり前のことを当たり前に行っていただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 確かに、今回、相当数の意見書を頂いておりまして、この確認に関しては、かなり慎重を期して、時間をかけて丁寧に行っていきたいというふうに考えております。その中で、こちらとして最もしっかりと対応しなくてはいけないのは、まず、正確に数を確認すること。また、記載されている内容について、賛否を明らかにすること。そして、それぞれの要旨が何かというのを把握して、それに対する区の見解を適切に記載するというふうな認識をしております。

先ほど本質論というお話がありましたが、こういったご意見が出ているかということについて、属性で本質が変わるということではなく、あくまでも17条の手続に関しては、住民、または、その利害関係者から広くご意見を集めるというところがございます。そのため、その属性ごとに意見を鑑みて、区の見解を述べるということではなく、それぞれ全てフラットに見た上で、こういったご意見を区として述べるか、この点に最も注力して対応したいというふうに考えています。

○岩田委員 関連。

○林委員長 関連って、岩田さんから始まった。

どうぞ、岩田委員。最初に始まった。

○岩田委員 そうですよ。何で属性が必要かという、さっきも言いましたよね、疑義ありと言われてるんですよ。つまり、開発業者側が自分たちで動員をして、その意見書を書いて、あたかも地元の住民の声であるかのような意見書を書いて、それを区が真に受けて開発しちゃって、後でごめんなさいねじゃ済まないんですよという話ですよ。そういうことを言っているんですよ。にもかかわらず、いや、見ませんよと。そこは見ませんよと。ただ意見書が出たその数だけでやりますよ——数じゃない、何か中身だと言っている

すけども、それでやりますよと言っているのはおかしいでしょという話なんですよ。だからこそ、属性が必要なんじゃないですか。それが本当に住民なのか、本当にそういう開発業者ではないのかって、そこをちゃんとしっかりやらなきゃ駄目じゃないですか。どう思っているんですか、そこは。疑義ありですよ。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 住民、または、在勤ということに関してですが、住民の定義に関して、都市計画法上、どういう運用で対応すべきかということに関しては、以前、ご案内を差し上げたとおりです。住民登録のあり、なしは、住民の定義としては問わないということになっておりまして、あくまで居住の実態があるかどうかで判断すべきということになると、住民として、この人が本当に該当するのかどうかということについては、ちょっと区として確認をするすべもないというふうに認識をしております。

○岩田委員 違う、違う、違う、違う、違う。

そこじゃないですよ。在勤者、本当に純粋な在勤者ならいい。開発業者が入っているんじゃないかと言っているんですよ、開発側の人間が。そこが問題なんですよ。だからこそ、疑義ありと言われてるんですよ。だから、前回——前回じゃない、さっき言ったみたいに、逮捕者まで出ている。その千代田区がまた何かやっているんじゃないかと、そういうふうに思われるんじゃないか。あなたたちのために言っているんですよ。そこはちゃんと明らかにすべきですよ。

○加島まちづくり担当部長 前回は疑義票ということで、12月25日ですか、岩田委員からも同様のご質問があったかなと。我々としても、今、担当課長が言ったように、立場ということではなくて、やはり、この都市計画に対するご意見、そのご意見がどういうものなのか、その内容をやはり重視すると。それは、やはり在住とか在勤とか関係なく、この都市計画に対して、それはそうだよねと、反対でも賛成でも、そのこの要旨がそれはしっかりとくる、それは明確だというようなことがあれば、それは受け入れるという形になると思いますので、立場だとか、そういったところではなく、あくまでも、前回からもお話ししているとおり、17条の意見書の要旨、ここを都市計画審議会でご議論いただいて、採決に向かっていくというところで、そこは大変申し訳ないんですけども、ちょっとご理解いただくしかないかなというふうに思っております。

○岩田委員 ご理解できません。（発言する者多数あり）立場ではなくと言いますが、その立場が大事なんですよ。開発業者だったら、当然、やりたいに決まっているじゃないですか。それはもう絶対大賛成と言いますよ。

ちょっと戻りますけども、何だ、動員をかけて、賛成票を集めたみたいなような話、そこまで見ていませんと言いますが、一個一個見れば、既に印刷されたものに賛成と書いてあって、同じようなフォーマットで、何枚も、何枚も来ているはずなんですよ。賛成しか書いていない、賛成も反対も書いていない。同じようなフォーマットで、それを見れば、これは動員がかかっていると思われても仕方ないですよ。賛成しか最初から書いていないんだから、そこに、それプラス、住所が開発業者のものだったらおかしいと思うのは当たり前じゃないですか。それを見ないというのは、どういうことなんですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 意見書に関しては、これも繰り返してしまっていますが、数ではないと。あくまで書かれた内容が何なのかというのが最も重要であるというふうに考えています。（発言する者あり）そのため、それが意見書が手書きで出された

ものであっても、例えば、文面でコピーをされたものであっても、メールで提出をされたものであっても、取扱いに違いはなく、何を書かれたかというのを重きを置くべきと考えています。

○岩田委員 そこじゃないって。立場だと言っているんですよ。そこじゃないでしょ。もう答弁、ちゃんとしてくださいよ。立場があって、開発業者だったら、当然、開発したいんだから、そういう賛成だと書くに決まっているでしょという、そこを言っているんですよ、立場。そこが大事なんですよ。だから、そういうのを明らかにするべきだと言っているんですよ。にもかかわらず、いや、立場ではないとか、数じゃないとか、何かいろいろ言っていますけどね。自分たちの都合の悪いところは見えないようにして、自分たちの都合のいいところだけ取り入れようとする。おかしいですよ、そんなのは。だから、疑義と言われちゃうんじゃないですか。ちゃんと大っぴらに誰でも分かるように明らかにしてくださいよ。

○林委員長 ちょっとどうなんだろう。岩田委員がご指摘されているのは、僕もちらっと見たことあるんですけど、名前だけ書く署名簿みたいなやつのおっしゃられているんですか。

○岩田委員 賛成しか書いていないんです。

○林委員長 もちろん、もちろん。そんな個別の団体署名みたいなのと個人の意見みたいなのを分類かけると、2,700ですから、相当な……

○岩田委員 頑張ってくださいたいです。

○林委員長 僕らの選挙だったら、大変な票ですよ。（発言する者あり）取っている人、いないんで。その数を分類をかけるというのは、どう、行けるもの——まあ、多分、法律的には立てつけになっていないと思いますし、1人1通がきっとイメージされて、意見書募集になっているんでしょうけども、署名簿みたいな形のやつが動員っぽいんじゃないかという指摘に対して、そこはあんまりやり過ぎちゃうと、全部見せるわけにいかないわけなんですよ、学経の先生に。

ちょっと1回、ここで確認を取った後、またやり取り行きましょう。

○加島まちづくり担当部長 前回からも言っているように、立場だとか、数ではないといったようなところです。

○岩田委員 立場は大事。

○加島まちづくり担当部長 それで、いや、数ではないとずっと言っていますので、例えば、100人の方が同じ意見だとすると。すると、それは、意見としては一つの意見ですという整理です。そういったことをやると。反対の方も同じような形です。で、何が大事かという、その意見の内容です。その意見の内容で、この都市計画に関して、どうかといったところを審議していただくという形ですので、我々はそういうことを言っているということなので、19条も17条もそういったことで手続を進めるという形になっておりますので、それにのっかって、今、進めているといったところでございます。

○岩田委員 違う、違う、違う、違う、違う。（発言する者あり）もう。

○林委員長 いいですか。もう一回だけ聞きますか。

○岩田委員 ちゃんと答えていない。

○林委員長 では、岩田委員。



○岩田委員 立場と言っているじゃないですか、さっきから。だから、開発業者の立場だったら、それは賛成の意見を書くでしょという話ですよ。それを分かっている、あ、賛成ですねと。そのままのみにしてやるのはおかしいでしょと言っているんですよ。それは数じゃないというのは、もう何度も聞きました。でも、立場は大事ですよ。その立場でどういう意見なのか、その立場だからこそ、こういう意見なんだという、そういう分析は絶対必要ですよ。そこをどういうふうに思っているんですか。だから、疑義と言われちゃうんだと言っているじゃないですか、さっきから。

○加島まちづくり担当部長 立場ということでは、今、岩田委員の言われることを理解すると、その立場の方は意見が出せないのかという、出すなと言っているようなふうに聞かれるんですね。

○岩田委員 言っていない。言っていない。言っていないよ。

○加島まちづくり担当部長 それは、先ほど言ったように、そういう方が100人出したとしても、一つの意見だと言ったような形なので、意見を出すなということは言えないと思いますので、それは先ほどから言っているように、立場だとか、数ではなくて、意見、その要旨だということで、それで、都市計画をどういうふうにするかといったところの議論をしていただくといったところですので、これは申し訳ありません、前回からも含めて、何回もご答弁させていただいておりますけれども、我々の考え方は一切変わることはございません。

○岩田委員 言っていない。言っていない。

○林委員長 ちょっと一呼吸。どうする。一呼吸。桜井さんがさっき手を挙げていたけれども。

○桜井委員 いや、関連なんですよ。関連なんでしょう。ただ、ちょっと休憩してもらっていいですか。

○林委員長 休憩します。

午後3時16分休憩

午後3時24分再開

○林委員長 はい。では、委員会を再開いたします。

それでは、桜井委員。

○桜井委員 先ほど、執行機関から、この17条の縦覧についての意見書の要旨について、ご報告を頂きました。今回、2,700通で、2,600か、有効が。大変数も多くて、関心が強い、関心の多い、そして、よいまちにしたいという、そんな思いが感じられる数だなというふうに、まず、率直に思いました。

その中で、この有効——まあ、無効というか、2,600との差が100通あるということですけど、たかが100通、されど100通でございます、どんなようなことでのこの100通、ちょっと入り口に入る前に聞いておきたいんですけども、どんなようなことで100通というものを分類されたのか、教えていただけますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 無効票の内訳ですが、こちら、ちょっとおおむねの数字でお答えをさせていただければと思います。無効票のうち、約80名分ほどが記載の不備があった分でございます。そのため、例えば、先ほど住所の書き方についてご説明をしましたが、千代田区しか書かれていないですか、そういった電話番号が記載され

ていないですとか、そういった記載の不備に基づくものがおおむね80名分程度。残りに関しては、同じ方から重複して提出をされたケースがありまして、その方の分についても無効票としてカウントされています。そのほか、締切りを今回設定をしておりますが、締切りを経過した後に意見書もありました。こちらに関しては、無効票としてもカウントはしていないという状況です。

以上です。

○桜井委員 分かりました。

この17条の縦覧、意見書を頂くということについては、昨年12月に当委員会のところでご提案があって、それで、この5日から19日まででしたか、意見書を頂くと。縦覧をして、意見書をいただくということで始まったわけです。

そのときにも、私、話をしたんですけども、昨年3月30日でしたかね、再検討をするということで、都市計画審議会の中で、今までの区の家から改めて都計審で再検討を行うということが決まりました。そのときに、都市計画審議会の委員さんから、専門家委員の皆さんに、一つ、小委員会をつくっていただいて、専門家会議の中での方針を出していただけないかという、そういうお願いをしていると思います。私、そのように記憶しております。これを基に、専門家委員会からの答申が出てきた。それが80メートル、700%という、それ以外のものもありましたけども、そのような案が出てきた。で、それを、今度は、区が日本テレビさんにそれを検討していただくというお願いをしたところ、日本テレビさんは、最終的に9月の終わり頃ですか、には、おおよそ、この案については、専門家委員の案に沿ったものだというので、現在は、その案に対しての縦覧が行われたということになっていると思います。これは、ここまではいいですよ。

先ほど要旨をずっと見ていたんですけども、最初の賛成のところについては、今まで専門家の皆さんがいろいろと地域の要望などもしんしゃくした中で、建てられたプランに対しての評価が書かれていることに対して、下の反対のご意見を見て感じることは、非常に建物の高さに対して、ご意見として多く頂いているように感じるんですね。

高さと言積率というのは、これは非常に綿密に関連しているものですから、今は、80メートルで、こういうプランでつくりますよという地域の要望を聞く中で、それを立てているものが、高さは低くするということになると、今度は、建物自体を幅広く使わなくちゃいけないという、そういうことも当然考えられるわけです。そうしなくてもできるという案もあるようにも聞いてはいますけども、通常、一般企業は、企業が容積率を確保したいということを前面に置くならば、高さを下げることになると、やはり平べったいような建物にどうしてもなってしまう。そうすると、広場も少なくなってしまうし、または、今度は、日陰になるところも今まで以上に広がってしまったり、そういうことも当然心配をされるわけです。

反対のほうの方たちの要旨、意見要旨の中に、そこら辺の容積率と高さとの関係についてのご意見がなかったのか、もう高さだけ低ければいいんだという、そういうようなご意見だったのか、そこら辺のところをちょっと教えていただきたいんです。

○榊原翔町地域まちづくり担当課長 今回お示しした資料で、高さのご意見が多いというのは、記載のとおりなんですけれども、容積率も含めたご意見も、では、ゼロだったかという、決してそういうことではなく、中には、そういった観点からのご指摘もあったと

いうふうに認識をしております。本日、資料上はそこをお示しできておりませんが、より詳細な都市計画審議会における資料の中では、その辺りについても、しっかり触れていくようにしたいと考えております。

○桜井委員 高さと容積率との関係、バランスというのは、非常にこれからも議論をする中では大切なことだと思っています。そういう中で、地域からの要望というものが、バリアフリー化のことだとか、また、子どもたちの遊び場を確保するとか、歩道を広げてほしいとか、いろいろな要望がありましたよね。それをぜひ実現してほしいというふうに、私も、実は思っている一人なんですけども、去年の10月に地域のまちづくり協議会が開かれています。で、このまちづくり協議会は、何十回も今まで議論をして、意見を重ねる中で、地域の本当に要望だとかということ吸い上げられて、いろんな意見を出されていると思うんですけども、このときのご意見というか、がどのような形で出てきていたのか、ちょっと改めて教えていただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 直近行われました日本テレビ通り沿道のまちづくり協議会においてですが、ご意見として、いろいろ頂いたところではありますが、今現在、番町の森でイベントを様々主催されている方にお越しいただいて、そのイベント主催者という立場から、どういった、広場についてご意見をお持ちかということについて、ご意見いただきました。やはり、あそこでなくてはできないことも非常にある中で、ああいう場所をぜひ維持してほしいという意見は、それぞれ非常に多かったかなというふうに認識をしております。また、プランとしましても、これまで専門家会議でのご指摘を踏まえて、その内容を反映してきて、しっかりしたものができてきていると、そういったご意見を頂いたものというふうに考えています。

○桜井委員 ありがとうございます。今の区のほうのご答弁を聞く中では、地域の要望に沿った形の中でのプランが今まさに案として出ているということで理解をしました。

今回の専門家委員会の中から出てきた案の中には、地域の方たちの要望だけではなくて、例えば、80メートルという建物であったにしても、セットバックをして、スカイラインとして見えるものについては60メートルなんだと。実際、そこに通っていらっしゃる方については、80メートルの高さを感じられないような、そういう工夫がなされているという、そんなこともご提案の中で出てきて、承知をしているところですけども、どうなんでしょう。区として、こういうスカイラインのことだとか、それ以外にも、今回の新しく区の案として今あるわけですから、区として、こういうような今の60メートルのスカイラインをはじめとした、こういうようなプランを今回の中で改めてお示しをしているんだと、17条の中でお示しをしているんだというものがあれば、聞かせていただきたい。

○林委員長 どなた。

担当課長。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 まちづくり協議会のときの議論と少し重なるところがございますが、これまで、やはり、昨年度の90メートル案というものが出て以降、17条の手続の中で、高さに関する議論というのは非常にご意見としても頂いておりました。一方で、高さというのはもちろんあるんですけども、高さだけではなくて、ふだん生活をされている方が、日常から見える景色、これに関して、まち並みということについてもしっかりと議論を行っていくべきではないかというふうに考えております。

今回の60メートル基壇部におけるセットバックというのは、そうしたまち並みをしっかり意識したということも反映したプランになっていると、そのように考えております。

○桜井委員 最後。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 そうすることで、区としての区民の方たちのそういうご要望をしっかりと受け止めていただいて、この事業については、17条の意見書を頂いて、これから審査に入るわけでございますけれども、ぜひ、区民の要望に沿った形の中で、この事業をしっかりと進めていただきたいと。先ほどもお話がありましたけど、沿道まちづくりの協議会の中でも、早く進めてほしいという声、実は、私は、個人的には、非常に多くの方からそのことを言われております。今後の中で審査をされるんでしょうけれども、ぜひ、区のほうも、それに沿ったような形で、しっかりと対応をしていただきたいと思います。いかがでしょう。

○加島まちづくり担当部長 今、桜井委員言われたように、区としても、しっかり取り組んでいきたいと。まあ、今も取り組んでいるところでございますけれども、先ほどのまちづくり協議会の中においても、事業者さんのほうでご説明があったと。その中で、今、取り組んでいるのは都市計画なわけですね。あそこの二番町の地区のキャップというか、そういった形を今考えていると。空地に関しても、2,500平米だとか、歩道状空地だとか、そういったことでありますけれども、その広場に関しての今後のしつらえ、どんな形にしていくのかだとか、どんな使われ方するだとか、あとは、低層部の商業施設、そこがどういう形になるのかだとか、そこら辺に関しては、事業者さんが勝手に考えるのではなくて、考えたものを地域にもお示しして、いろいろ意見を聞きましょうという話を協議会の中でもしていただきました。なおかつ、エリアマネジメントということで、番町地区の新しい試みとして、エリマネもやっていく。その中でも、いろいろと意見を聞く。それは、設計だとか、建物の建設段階から含めて、その後の利活用も含めて、エリアマネジメントをやっていくということで、明確にそこら辺は表明していただいておりますので、そういったことを含めて、今後の建物の詳細だとか、そういったところも、地域の方々の意見を聞きながら取り組んでいただけるものというふうに考えておりますので、区としては、そこまでの都市計画の手続をまずは進めていくべきだというふうに認識をしております。

○桜井委員 はい。

○林委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 まず、この環まちの資料1のところ、意見。私は個人的な意見ですけれども、数という計量的なものというのは重要なファクターだとは思っています。でも、まあ、それぞれの法律の仕立てということで、中身が大切ということであれば、まず、その中身について、どのように区が見解しているか、確認したいと思います。

というのは、この資料の賛成の方々がここに書いてあるんですけど、子どもたちが遊べる広場や広げる緑地の設置を実現してほしいとか、広場があることで子どもたちの遊び場、地域イベントの開催ができ、日常豊かになるとか、下に書いてある地域防災の観点からも広場の設備は必要不可欠と、こういうふうにおっしゃっている。よく分かるんです。それは、広場があればこういうことが実現できるから。僕も必要だと思います。

あと、よくストップをかけられているけど、私はあくまでも経済性というか、僕は民間

にいましたので、700%の容積を堅持するという点については、それは民間に対して、今までの流れからして、堅持してあげなくちゃいけないという立場であるということだけは、まず認識していただきたい。でも、ここは、どうやって考量していくかということを確認していきたい。

もう一つ、地域変更、地区計画に対する反対で露骨に出ているビルの高さ80メートルにするために、広場であれば別に必要はないと。これは真逆なんですよ。で、このように内容を重視するということであれば、結局は、先ほども出ましたように、何かといたら、賛成と反対と、きちっと出てくるんですよ。この広場というのがどうかといったときに、まずはこの意見に対して、区はどう受け止め、どう考えているのか、どうしてこう思うのか、お答えください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 冒頭申し上げたとおり、まだ、ちょっと意見書に対する要旨、そして区の見解というところには、整理をこれから行っているところなので、正確には都市計画審議会のときの資料を基にご説明はさせていただこうというふうに考えておりますが、それぞれ賛成のご意見、反対のご意見に対して、区の見解をしっかりと述べられるようにしたいというふうに考えています。

○はやお委員 私はここのところについては、容積率が700%になることについて、再地区の容積のこれ、内容がどうなっているのかという質問をしました。そのところで、最初は拠点駅、つまりそれによる700%がすぐ積み上がるのかというふうに思っていたから、広場も〇〇も、みんなインセンティブというのは副次的なもの、オプションみたいなものだというふうに認識していたんですね。

だけでも、何かといたら、12月14日、ここのところで容積率を確認したところ、約、ほとんどの500%が総合設計制度と同じところがありまして、なぜ700%に行くといったら、広場相当2,500平米が大きなファクターですよと確認したんです。つまり、ここで最後に言っているのは、高さ80メートルにするのが広場であれば別に必要ないと、こういう意見について、大変重たい意見になっちゃうんですよ。つまり何かといたら、これが実現できなければ広場が要らないといったら、700%にならないんですよ。

そういうことからしたときに、もう一度、この容積率の内訳を、区民というか地域の人に話をして、そしてどのぐらい、広場をなくせということの、極端、ゼロ・1は言うつもりもないです。何をやらなくちゃいけないかといったら、グレーの世界で、どのぐらい平米数を減らせば、どれだけ60メートルに近づけるのか。700%も担保してあげられるのか。こういうように、苦しんでくれと言ったんですよ。だけでも、加島部長は、私たちはこの形でやりますと。あるところでは、はやおさんの意見はバナナのたたき売りで、これを何%にしたらまたやりにくくなっちゃうから、もうこれで行くんです。それも、企画提案だからと言われたの。ここのところをもう一度、どう考えるのか。

つまり何かといたら、大きな相関になるのは、2,500平米相当の容積が大きなファクターなんですよ。そしてここのところで、200平米にもし減らしたらどうなんですかと言ったら、25%減できて700%はキープできるんです。だから、そういうような努力をしながら、場合によっては60メートルから70メートルになるのか、それは知らないですよ。でもやってくださいと言ったら、できませんと。いつも本当にドラえもん

のポケットみたいに加島さんは何でもすぐやってくれていたのが、できません、できませんと。

ちょっと、まずこのところについて、なぜ、あえて広場相当が大きい、左右されるファクターであるのに、ここについてあえて変更しない、確認しないというふうに決断しているのを、具体的に分かりやすく説明してください。

○加島まちづくり担当部長 今回は、ただ単に空地というよりも、今回の都市計画に関しては、再開発等促進区を定める地区計画を適用するという形になります。総合設計ともちろん違うという形になりますので、再開発等促進区を定める地区計画に関しては、委員もご存じのように、地域の課題、いろいろな問題を捉えて、それを解決できるようにすると。それができなければ、再開発等促進区、この再地区ですね、再地区の適用はしないとといったようなところになります。一つはバリアフリーもありますし、もう一つは専門家の会議でもあったように、街区公園並みの広場、そこを制定することによって再地区を適用できるというような形なので、そこをやらないと、もう再地区じゃなくなるといったところで我々は考えているので、再地区の適用に関しましては、やはりこの広場の大きさ、それは必要だといったような形になりますので、そこを小さくしてやるということになりますと、この再開発等促進区を定める地区計画は我々としては適用しないという形なので、そこが一つ大きく違うところかなと。違うところというか、そういった考え方だといったようなところでございます。

再開発等促進区を定める地区計画に関しましては、はやお委員も委員の都市計画審議会の中で12月18日にご質問をされた中で、やはり東京都の基準、専門家の方もあって、その中で、東京都が用意した基準、基本的には一つの目安で、個々のプロジェクトで弾力的に対応するというようなお話もあったかというふうに思っております。そういったことも踏まえて、我々としてはその中で、今回のあそこの課題解決を図る上で、再開発等促進区を定める地区計画を定め、容積率の最高限度は700%といった形の都市計画を、今、手続的に進めているといったようなところでございます。

○はやお委員 もう、それは十分分かっているんです。何度も議論しています。何かというと、東京都の再開発等促進区を定める地区計画運用基準の中で、2,500平米相当広場、「相当」なんですよ。標準なんですよ。だから、このところというのは、じゃあ、例えば2,000平米に変えたときに、都のほうでこの再地区が700%が可能じゃないという確認は取っているのか、取っていないのか。

といえは、何かといたらば、結局はそれは2,500平米の標準があればいいですよ。だけど、これだけ高い土地で、この千代田区で、そうしたときには歩み寄った計画にしていかなかったら駄目なはずなんですよ。そこはじゃあ東京都と確認したのかどうなのか。今のところで、私はこの標準基準を見ると、できると読んでいるんです。だって何かといたら、そういうふうに行くと計算式が出ているんですから。だから、じゃあ、何平米までがこの再地区の220%にはできないでも、200%近くのものにできませんという基準、千代田区だったらそういうような運用基準の中で多分対応できると思うんです。それを確認したのかどうか。そこをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 東京都に個別に確認したということとはございませんけれども、運用基準の中で計算すれば、その計算は成り立つといったところかなというふうには思っ

ております。

ただ、先ほどから申しているように、あそこの二番町の地域の課題をどうするか。今の地区計画の目標にも書いてありますけど、緑豊かな街区という形なので、ここの二番町の開発に合わせて、そういった広場に関して、緑も十分にやりましょうよ、セッティングしましょうよといったようなことを踏まえて、専門家の方々からも、やはりそこは街区公園並みの広場を設け、緑も豊かに育ててもらいたいというご意見だったというふうに思っておりますので、そこは前提として、再開発等促進区を定める地区計画を我々としては適用できるというふうに考えております。

それを、平米数を小さくして広場を設けるということになると、我々は地域の課題解決にはならないという考え方になりますので、再開発等促進区を定める地区計画は、その場合はもう適用しないというような考え方というところがございますので、そこら辺はちょっと、すみません、ご理解いただければなと思います。

○はやお委員 だから、そこなんです。そこはあくまでも学経の先生方の提案が確かにありましたよ、学術のほうで。だからこそ、この前、12月18日の都市計画審議会でも同様の説明をしました。で、その容積については分からないけれども、企画提案というのはあくまでも区の提案ですから、変えることができますとはっきり言ったんですよ。

つまり、ここのところは、どこまでその広場というのを押さえて、建蔽率を広くしながらも、今までのいろいろなことについての高さを極限まで検討するというのが、それは僕は技術者がやらなくちゃいけないことだと思っているんです。そこを、もしあれだったら、僕は委員会で都のほうに確認するべきだと思っているんですよ。そのぐらいに。まあここはちょっと、そこは抑えておきます。

で、何かと言ったら、もう一つ瑕疵があるんじゃないかと。だから16条に行ったのは早過ぎますよ。16条に入ってから17条は一呼吸おいてくださいよと言ったのが、この都市計画審議会、18日のときなんです。つまり何かと言ったら、この都市計画が設置されている当初は、何かと言ったら、沿道協議会と言って、面で物事を考えていたんですよ。それがいつの間にか小さいエリアの二番町だけになっちゃったんですよ。そして、本来であれば、基本計画を立てるべきと言っていたけど、皆さんのそちらのほうは、都のほうに確認したら、都市マスタープランでいい、これが基本計画だと、こういう話でしたよね。それをもう一度確認します。それで、基本計画はそれでいいのかどうか、もう一度お答えいただきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今のご質問の件に関しては、その基本計画は該当するというご指摘のとおりです。

○はやお委員 そうなんです。何を一番言いたいかというのと、やはり本來說明をしていくと言ったら、基本計画まで行かないまでも、基本構想というのを今までつくってきたんですよ。その辺についてはどう考えるか。いろいろ課題になっている外神田一丁目計画だって、基本構想はありましたよ。何かと言ったら、地域のオーソライズを取るためには、その計画の中心たる整理をしなくちゃいけないんですよ。それが都市マスタープランだけで行けるかということなんですよ。そこについてはどう考えているか、お答えいただきたい。

○林委員長 担当課長。行けない。休憩する。行く。休憩しますか。休憩します。

午後3時52分休憩

午後3時53分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

担当課長。

○榊原翔町地域まちづくり担当課長 お時間を頂き、申し訳ございません。

その地域の基本構想をまずということのご指摘だったかと思いますが、再開発等促進区を定める地区計画、こちらを策定するに当たりましては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市開発方針等、こういった区市町村の都市計画に関する基本計画の方針など、こういったものに適合しているかどうかというところが基準上も示されているところですので。そのため、先ほどご説明したとおり、基本構想というものについての定めはございませんが、地区計画、再地区を策定するに当たっての基準にはしっかり適合しているところをもって、手続を進めているところでございます。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 まあ、そういうふうに答えていただいていたので、それで18日のときにその質問をしました。そして、学経の先生にお答えしていただいたのが、こういうふうに答えているんですよ。「目標を変えずに80メートルが許されるのかについては、今の目標の表現をしっかり読み込んで、この表現でそういうものを読めるかどうかをきちんとやらないといけないので」、やっていないということなんですよ。「今ここでそれができるかどうか私は判断できませんが、現行の目標のままで読めるという可能性は、私はないことではないと思っています」と、非常に難しい表現なんですね。だから、あるということなんですよ。

だけでも、ここのところで、そりゃそうですよ、このマスタープランをもし基本計画とするんだらば、これについて執行機関が出したら、そのことは当然クリアされているでしょうと思うんですよ。でも、私はどこを読んでも分かりませんとって言ったんですよ。そうしたら、学経の、このつくった学経の先生は、私はよく読んでいないと。読み込む必要があると言っているわけですよ。つまり、そういう話になっていたならば、これはもう一度差し戻して、きちっとやらなくちゃいけないんじゃないんですかということをおっしゃっていただいたんです。これはどういうふうに読むのか。

この議事録については、本当は今日資料にしてもらいたかったんですけど、そのところをお答えいただきたい。

○林委員長 入っていないのか。委員さんでしたっけ。一応、どうしますかね、皆さんにお諮りして。

○はやお委員 配っていただいたほうがいいんじゃない。委員なら委員だけで。

○林委員長 一応いろんな都市計画審議会があったんで、正副で用意はしてあるんで。

○はやお委員 入っていない人がいるから。

○林委員長 ええ。では、一旦ちょっとだけ休憩して。

午後3時55分休憩

午後3時56分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

どうぞ、担当課長。



○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今、12月18日の都市計画審議会の議事録のうち、二番町に関して議論が行われた箇所について、お手元にお配りさせていただきました。はやお委員からご指摘を頂いた質問について、目標がそのままいいのかどうかというところでございますが、こちら、議事録、はやお委員のご質問が11から12ページにわたって記載をされておりますが、こちらの目標に関してのご質問、そしてその後の学識経験者の委員の方からの回答、こちらはいずれも、この目標というのは、地区計画で定める目標についてそれぞれ議論がされているというふうに認識をしておりますので、都市マスという文脈でのご意見ではないのかなというふうに考えております。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 都市マスが基本計画において、そこを横引きにしながら地区計画図書が同じ文面、表現になっているんですよ。そういうことからしたら、都市マスでもいいんです。地区計画の目標でもいいんです。

ここで、学経の先生が言いたいことがあったわけですよ。これもまた難しい、学術先生の説明の仕方なんですけどね。「目標を変更すること、これはもう大方の了解で、私が前に言った話ですが、必要なのではないかということに関して言うと、要は大方の了解が必要だというのは、私が前に説明したのは、マスタープランにやはり書いてあることからみ出してしまっているのであれば、大方の了解はどうしても要するというロジックです」。でも、こう言っていますよ。「すなわち大方の了解がいきなり必要だという話に必ずしもならない」。でもこれは何かといたら、「80メートルのマスタープランをはみ出しているかどうかは、前から言っていますけれど、個人的な見解がいろいろあって、はみ出していると思っている人もおられるし、何とか読めると区のほうはおっしゃっているし」と言っているんです。

つまり何かといたら、こうなんです。ロジックなんです。僕はプログラムを組んでいましたからね。都市マスと再地区のほう为目标が一致していりゃ、それは大方の同意は必要ない。これは当たり前。それで、学識経験者、何かといたら、都市マスと再地区の、この目標が読める。というふうに既存の目標の、読めるとしたときに、大方の同意が必要ない。でも、都市マスの再地区とこの目標が読めないということであれば、大方の同意が必要だと言っているわけです。

それについては、何かといたら、個人的な見解というのは、多分、学識経験者の個人的な見解なんです。つまり、理解していただければと思いますけれども、先ほど都市マスが基本計画じゃないと言ったって、それを横引きにして、あなた方は説明を、都市マスの内容をずっと言ってきているんですよ。それで、学経の先生も都市マスと言っているんですよ。だから、じゃあそのところで合致するか否かというのは、もう一回、学識経験者に参考人として来ていただいて、前回やっみたいに同意率何かとやらなくちゃいけないんですよ。瑕疵が出ちゃうから。ということが必要ではないですかと、ずっと言ってきているんです。

それで、さっきの容積率の問題もある。で、一切、加島さんは——あ、加島さんと言っちゃいけない。そちらの組織は、行政は、変えないと言っている。それじゃ話にならないじゃないですか。だったら、こっちの委員として何が必要かと思ったら、僕は学識経験者をもう一度参考人招致して、正しくこれがされているかどうかを確認しなけりゃ、先に

進められないんですよ。と思いませんか。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 まさにこれは都市計画審議会の学識経験者の、1人の見解という形になります。それに関しまして、やはりこの都市計画審議会の中でもんでいただかないとならない議論という形になります。すなわち、二番町のこの地区計画、17条の手続を行いましたけれども、都市計画審議会に審議をお願いして、結論を出していただくと。そういった段階に来ているというところでございます。

○はやお委員 あそこでは、ある程度もまれた結果を出して、追認するに近いものでなければ僕はいけないと思っています。あそこで議論していいというなら、いつでもよろうじゃないかと、今日の議運と同じですよ。下で話さないで、ここで話さないで、ここでできないから、都市計画審議会で話してくださいといったら、また私がそこで質問することになっちゃうんですよ。それで、はやおさん、短くやってくださいとか言われちゃうんですよ、座長から。そういうところじゃないんだと思っています。ここである程度整理がされて、それで、みんなが、そうだね、こういう内容だねとやっているものを、諮問機関である都市計画審議会に出すんですよ。あそこで議論をするところじゃないんですよ。そのところ、僕は間違っているんじゃないかと。いいですよ、小さいことを議論するなら。これは大きな話ですから。大変大きな話なんですよ。

で、私はここのところがどうなのかと言っているのは、もう現に出てきているのは、こういうような意見書がこんなに二律背反していることについて、いまだにですよ、2月8日にこの都市計画審議会に出すわけですよ。それで、考えが、受け止めも整理されていないといったら、勘弁してくださいよ。また僕がこれは慎重にやるべきだと言って、またある座長さんから、じゃあ、だったら反対に回ってくださいと、こうなっちゃうんですよ。で、また、私は会派に帰ってくると、あなたは反対したと、こう言われちゃうんですよ。私は、ただ自分の信念に従って、違うものは違うんじゃないかとずっと言い続けているつもりなんです。

ここのところを本当に区民のために、2,000平米だったら、何で地域のいろいろな課題が解決できないのかを証明するのは、あなた方なんですよ。じゃあ、何で2,500平米なくちゃできないんですか。どうやったらこれが無理なのか。そしてまた今後については、四番町のところの土地があるんですよ。有価証券報告書だと300億円、またこのところについて、多分ですよ、普通に考えたら700%の容積が必要になってくるんですよ、普通にビジネスベースで考えたら。そうしたら、そこに折り合いをつけて行司役をやるのは、まさしく行政のあなた方じゃないですか。それをこんなところの小さなところでやっていたら、うまくいきませんよ。またストップ・アンド・ストップになっちゃいますよ。そこをどうやって中を取っていくのかというのは、どういうふうに考えているのか。お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 再地区のお話に関しましては、先ほどからご答弁させていただいているように、地域課題、あそこの地域の課題に関して、広場、特に広場に関しては2,500、街区公園相当ということでなければ、再開発等促進区を定める地区計画の適用というのは、区としてもするべきではないというふうに考えておりますので、そこはちょっとご理解を頂きたいなと。

それと、再三言われている都市計画マスタープラン、それと地区計画の目標、そこに関

しましては、大変申し訳ありませんけど、この当委員会で結論を出されるというよりも、都市計画の関係になりますので、都市計画審議会で結論を出すという形になるのかなというふうに我々としては思っております。

○はやお委員 またこれだと言ったり来たりなんで、私は正確にエビデンスをもって、やっぱり学識経験者のいろんな方がいらっしゃいますよ。でも、もう既にこの学経の先生ですら、それはニュートラルな話 came きたときに、これが目標を変えなくちゃいけないということになったら、大方の同意が必要になると、そこまで言っているわけです。だから、そのこのところを、我々が今度はですよ、都市計画審議会じゃないんですよ、議案になってきたときに、我々がマル・バツをつけなくちゃいけないときに、正しくそれがされていたのかどうかということをやらなくちゃいけない。

どうか、このこのところについてはすぐ結論できないとは思いますが、どうか、学識経験者の参考人としての招致をして、正確なやはりこの考え方を、もう一度僕は整理するべきだと思うんですが、ちょっと委員長、正副委員長のほうでちょっとご検討いただけるかどうか。振るなって。

○林委員長 お預かりさせていただいて、ちょっと今後についても、まだ、先ほど申し上げたように、2月8日の都市計画審議会前に、もう一度常任委員会のこの建設——建設じゃねえや、環境まちづくり委員会を予定しておりますので、そこまでには何らかの方針を決めてまいりたいと思います。

○はやお委員 はい。

○林委員長 順番で、ごめんなさいね。

次は春山副委員長。どうぞ。

○春山副委員長 本日の環境まちづくり資料、時間がない中でまとめて、途中経過、速報をありがとうございました。

1点、まず確認したいのが、3月30日の都市計画審議会、前回の地区計画変更案が審議見送りとなり、学経の先生たちからの地域課題の解決となる方針が示され、それに基づいて今回の地区計画変更案が出されていますが、この前回の17条の意見書の要旨、賛成、反対、いろいろなご意見があったと思うんですが、それと今回の、まだ途中の集計とは認識していますが、地区計画案の賛成、変更、どのような意見の変化が見られたのかという点について、お答えいただけますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 意見書の内容、昨年3月30日に頂いたものと、傾向として大きな変化はないというふうに現時点で認識はしておりますが、3月30日以降に、専門家会議の調整を踏まえた、今回の80メートル案に賛成という趣旨のご意見を比較的多く頂いているというふうに考えておまして、そういった意味で、賛成については、高さを含めて賛成を頂いているといったご意見が増えたのが、昨年度からの変化というふうに考えています。また、反対意見につきましては、広場について、昨年度は単純に要らないというご意見が多かったかなというふうに考えているんですが、それに対して、今回のものについては、広場の面積を小さくして、高さは60メートル以下にといった趣旨のご意見が増えたのではというふうに認識をしております。そうした意味で、建物高さに関する反対意見については、あくまで60メートル以下にというご意見が多かったというのが、現時点でのこちらの受け止め方です。

○春山副委員長 ありがとうございます。先生方も含めて、数の論理ではないと。あくまでも内容、少数意見も含めた内容がすごく大事だというふうに認識しているんですけども、そうはいても、数字という意味で、賛成、反対の意見の数がどういうふうに前回と変化したのか、状況を教えていただけますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 前回の17条と今回の17条の意見書で比較をいたしますと、総数に関しては減ってはおりますが、賛成、反対の比率について、こちらはおおむね同様という状況です。対して、内訳を参考までにお知らせいたしました。二番町そして日本テレビ通り沿道地域というところに関しては、昨年の集計結果は反対が多い状況でした。対して、今回の案については、二番町そして日本テレビ沿道、両方とも賛成のほうが多いというところが大きな違いというふうに考えております。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった意味では、前回と比較して、区の提案に対する理解が進んだのかなというふうに私自身は考えます。

2点目の質問に移ります。前回の12月18日の都市計画審議会の中でも出ていましたし、私も何度か委員会で質疑をさせていただいているんですけども、この再開発等の地区計画は、あくまでも地域課題を解決することによって、都市マスタープランからの目標も変更し、現状の地区計画変更をできてという地区計画案ということに対して、この地域課題の解決というのが、広場だったり緑だったり、そういった空間を住宅地に、複合系住宅市街地に増やしていくということが一番大きな容積率緩和の要件だと思うんですが、実際にこの物的な環境の計画だけでなく、実際に地域課題を解決していくために、その後のマネジメントだったりルールづくりというのがとても必要で、そこがまだ議論されていないのではないかとのご指摘も多くあると思うんですが、この辺のルールづくりについては、区のほうはどのようにお考えでしょうか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 ただいまご指摘いただいたとおり、前回の都市計画審議会においては、学識経験者の委員の方々から、ハードの整備をして以降、ソフトとしてどういうふうに広場を使っていくかということについて、これまで十分な議論がなかったということで、それについては審議の場のときに、区としてどういう考えを持っているかということについて説明するよという、宿題を頂いているものというふうに認識しております。こちら、しっかりと資料も作成した上で都市計画審議会でもお示しをしたいというふうに考えておりますが、広場の使い方に関しては、事業者と協定を締結して、どういった形で広場の管理をしていくのか、活用していくのか、その辺りをしっかりと担保できるような形で位置づけていきたいと、現時点でそのような考えを持っております。

○春山副委員長 ありがとうございます。広場の使い方、エリアマネジメント含めて、住民の意見を聞いていくというふうに伺っていますが、そういったルールづくりというのを、協定、何らかの形で事業者に対して申入れしていくということがとても重要なファクターだと思います。併せて外観デザインや1階店舗がどうあるべきかというのを、区のほうでしっかりと事業者へ申入れしていくという体制をちゃんと整えていただきたいなと思います。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 仮に都市計画が決定した後に関しては、事業者と地域で、どういった整備をしていくのかというところの議論をしっかりと重ねてほしいというふうに考えておりますので、そこについては、今ご指摘を頂いたとおり、区からも事業

者に対して申入れをしっかりと行っていきたいと考えております。

○春山副委員長 ぜひそこはしっかりと、区のほうでしっかりと見ていていただきたいなと思います。

最後になりますが、今回、この二番町、日テレ計画、私も番町に長く住んで、この反対、賛成の意見がすごく激化したことは、まちにとってすごく、疲労したというか、意見が言えない、どちらにも意見が言えない、もしくは日テレさんのところに入ると日テレ派だと言われるというような危惧をすごく多くの方から頂いて、やっぱりこういうようなまちづくりというのは、すごくまちを疲弊させていくという意味では、よろしくないなというふうに思います。

先ほどからほかの方からもご意見があったように、やはり最初にビジョン策定を、合意形成していくという仕組みづくりがこれからとても必要になっていくという意味で、この二番町以外の地区、沿道もそうですし、その裏に控えている、あくまでも住居系複合市街地と言いながら住宅地でもある。日本を代表するような住宅地の住環境含めて、どういふふうにまちをつくっていくのかというビジョン策定を、きっちり区のほうで取り組んでいただきたいなと思います。これは意見です。

○林委員長 いいですか。受け止めます……

○春山副委員長 はい。「受け止めます」でいいです。

○林委員長 何か。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 しっかり今の副委員長のご意見を受け止めさせていただいて、私、開発ばかりやるとか、そういうことではなくて、番町のまちをいいまちにしていこうということだと思いますので、しっかり受け止めさせていただいて、地域の方々の意見を拾いながらという形なのかなと思いますので、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○林委員長 どうぞ、お待たせしました。小枝委員。

○小枝委員 まず、今の皆さんの関連のところから一つ。すごく、ここ二、三回で、本当によく分かってきたというのが率直なところですよ。何が分かってきたかということ、課題解決、それは桜井委員から言われたこともひっくるめて、結構みんなもう一致していて、全部はできないけどバリアフリーに向かいましょう。そして一定の広場は造りましょう。エリマネも位置づけましょう。それはそれぞれに容積加算がされているということが、本当にここまで来ないと分からないというのは問題なんですけども、分かってきた。

それは、2,000平米の、仮にですね、広場というけれども、それって神田から言うと、芳林公園だったり神田公園だったり西神田公園だったり、みんなそのぐらいなんです。子どもたちはそこで立派に育ちました。民間の広場で、2,000じゃ駄目で2,500じゃなきゃいけないと言っているのは、恐らく千代田区だけなんじゃないかなと。そうすることによって何が問題になったかということ、区は、要するに区がこだわっているのは、広場じゃなくて高さなんじゃないかなというふうに思えてくるわけですね。要は2,500じゃないと高さを壊せない。そこに血道を上げちゃったのかな。

だからみんな本当は一致しているし、もっと言えば、番町文人通りを挟んで、そこも一通りの名前が違うかな。文人通り。で、その向こうから四番町のところも、岩田さんも

前に言われたように、もう開発が始まるよねと。両側、日も当たる、子どもたちの広場が実現する。本当はほかほかとした話になっていくはずなのに、どうしても容積が、みんな、いいよと大方は言ってくれているのに、60を壊さなきゃ気が済まないというふうになったところが、この千代田区の千代田区たるゆえんで、物事を難しくしている。

それに対して住民はかなり習熟してきて、議員も、私もよく分かってきたというところがあって、今問われているのは、千代田区の行政の在り方、これが政治によってゆがめられたじゃないかということがありますね。じゃあ、千代田区は何でこの高さを壊すことにこだわったのかと。もしかしたら事業者さんだってそんなに本当はそう思っていないんじゃないかと。つまり、もうけは床ですから。だから700取れば、その容積加算されている分で十分運営費は捻出できるわけですよ。それは早ければ早いほどいいわけです。

だから、そこのところが争点になってしまうと、また千代田区が悪者になってしまう。区民が一部の方と結託してしまって、ゆがめられてしまって、本当の共通目的は本当は共通しているのに、わざわざ対立に持ち込んでしまっているんじゃないかという疑念を残すことは得策ではないと思うので、私は先ほどこちらで聞いた参考人招致等によって、そうしたところを少しちゃんと整理し、和らげていく必要があるんじゃないかということは、これは質疑はもう繰り返しませんから、意見で結構です。

質疑としてちゃんと言っておきたいところは、やはり意見書のことなんです。これも裁判にならないと明らかにできないということは、もう千代田区としてはやめたほうがいいと思うんですね。法廷に行かなくても、ここでちゃんと明らかにしていかなければいけない。

先ほどのところは繰り返しません。恐らくもう名前を言っていると思うので、都市計画の専門家である東大名誉教授の大方潤一郎先生は、先ほどのようなクロス集計ということがされる。これまで千代田区では属性が分からないまま出していたけれども、それは要旨を明らかにして、特性を明らかにして、都計審に提出する必要があると断言をされています。そして委員長から、べき論は無理だという話がありましたけれども。

○林委員長 無理とは言っていません。目指すべきものだよねと。

○小枝委員 はいはいはい。

そもそも、ちょっと、というところで言うと、本来は、都市計画法19条の第2項によって、細かい区分による集計表どころか、個々の意見書、全ての要約を記載した一覧表を示すことが法で定められているのであると。事務局としては、こうした集計表を作るのが事務的に大変だから作成しないというのであれば、法の定めに従って、都計審に提出された意見書全ての要約一覧表を都計審委員が各自精読した上で、こうした集計を踏まえた判断が必要と感じた委員は独自に集計作業を行う必要があるから、その作業が行えるだけの時間を審議会の途中または事前に用意する必要があることになる。そうした作業を個々の委員が行う手間と時間を省くために、あらかじめ区事務局の職員がクロス集計を行って、審議会資料として配付しないというのは、事務局としての怠慢、あるいは意図的なサボタージュと言うべきではないか。ともあれ、意見書の数が数百件、数千件であろうと、それらの意見書の全ての要約または全文を審議会に提出するのは、法律に定められた必須事項である。これを行わないままの都市計画決定は、法に定められた手順を経ない違法な都市計画決定ということになる。千代田区都計審の委員の皆様及び担当職員の皆様、この点を

再度認識を新たにしてくださいということなんですね。

これは、よくよく担当者さんも皆さんご存じのように、この再開発促進区の制度をつくったほどの専門の先生なんです。その方がそんな勘違いしたことを言うわけがないんです。それを千代田区は考えが違ふというのであれば、千代田区は別の学説を取りますとあえて言うのでしょうか。だけれども、そこは1回答弁をしていただいた上で、ただ、区という、区が答弁したからといって、それは学説でもなければ何でもないということからすると、この問題についても、後で訴訟をやって確かめてくださいというような荒っぽいやり方ではなく、しかるべき参考人招致をしていただいて、この点についても専門的な見地を明らかにしながら進まない、議会としても、今このような恥を、大恥をかいている状況の中で、さらなる恥を上乗せすることになるので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

以上です。

○林委員長 参考人については後ほど行きますので、どうぞ。先にそっちでいい。言ったほうがいい。

担当課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 集計の取り方、属性に応じてということで、学識経験者の見解をご説明いただきましたが、それについてもあくまで一つのご意見かなというふうには思います。そういう意味では、これまで都市計画審議会で公表してきている区のとまとめ方、そしてそれに対する要旨をご説明するという考え方を、こちらとしては取ってまいりたいと考えています。

○林委員長 参考人については別途、期日等々、どなたを選ぶ、質問項目等々、皆さん全員一致の事項ですので、別途相談させていただきたいと思います。どうですか。

○小枝委員 うーん、恥ずかしいよね……

○林委員長 ありますか。岩佐委員はいいですか。

○岩佐委員 1個だけ。

○林委員長 さっき、ないと言ったけど、じゃあ、どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 短い間に集計をありがとうございます。

1点、街区公園についてちょっと聞きたいんですけども、先ほど、はやお委員からも、公園、平米数で、街区公園が標準だという記載があったということで、この街区公園程度という基準を持ち出されたのは、専門部会の会議の中から、都計審の中から出された条件というか、上限だと思っています。それが標準であり上限だとしましたら、それが逆にどこまでが街区公園なのか。つまり、意見の中では随分、広場が要らないという意見もあれば、広場があればいいのか、どの程度の広場というのをやっぱり示す基準として、街区公園という言葉をあえてもし専門家が使われたということ、許される範囲というのは結構限定的なのではないかと思うんで、そこが専門的にどうなのか、もうちょっとご説明いただきたいんですけども、そこはいかがでしょうか。（発言する者あり）

○林委員長 どうします。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 街区公園並みということで、街区公園というのは面的に500メートル当たり一つという形になっていますので、そこに関しての基準が2,500平米ということが街区公園とうたっていると。そういったものがここでは取れるでしょう

と、二番町のところで。ない中で取れるでしょうということであれば、それは地域の課題の一つの解決のものになるといったようなのが、学識経験者の方のご意見と。地域からも、反対されている方ももちろんいますけれども、やはりそのぐらいの広場は必要だよねと。2,500平米以上あることによって――あ、街区公園、すみません、250メートルですね。すみません、500メートルと。250メートルの範囲の中にとということで、すみません、それは先ほど間違えました。

専門家会議の中でも、専門家からもそういう意見が出ましたし、また地域の方々からも、やはりそのぐらいの広さがないと、ただ単なるただっ広い広場ということではなくて、その2,500平米の中には、先ほどから申し上げている緑、緑化、そういったものを設けると。今、日本テレビさんのところでは番町の森というようなものを造ってもらっていますので、それ以上の緑化をあそこでしていただきたいと私たちも思っていますし、それが番町地域の緑化の促進につながっていくというふうに思っているところでございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。そうすると、そこは条件、最低のまず基準だと捉えられているということで、そこがまた地域課題の解決に必要な平米数だという進みで、今回のご提案があったと。

それは、賛成の方の意見はそこをよしとしているので、そこは問題がない。むしろ広いほうがいいという人もいるのかもしれませんが、この反対の方の意見の中はちょっと幅があると思うんですよ。この2,500、ちょっと欠ける程度を皆さん想定されているのか、全く要らないという意見もありますので、そこをちょっと分かるような、同じ広場が必要ないという意見に集約するのではなくて、これぐらいでいいんじゃないかみたいなのがもし分かるような意見がもしあれば、ちょっと今回このままとめていくに当たり、工夫ができるとしたら、その幅に関してはちょっと分かるような整理の仕方をしていただきたいと思うんです。そこは大丈夫でしょうか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 本日はあくまで代表的なものを抽出してお示ししておりますが、それぞれの観点からのご意見であっても、例えば広場は要らないというものであっても、やはり言い方については濃淡があるので、その辺りは一つに集約するのではなく、それぞれ、もともとのご意見がどういうものかというのが分かるような形でしっかりお示しをしたいと考えております。

○林委員長 まだある。岩佐委員。

○岩佐委員 ありがとうございます。

あと、すみません。もしこの今ここでできる工夫が、なるべくその頂いた意見が、もちろん表面的に住所、住民票を皆さんが調べる権限がないことは分かっていますので、その中で、属性やそういった状況を形式的に判断するに当たって、この中でちょっとやっぱり知りたいと思うのは、未成年者、次世代の世代の方も多分出されていると思うんですよ。とか、あるいは障害のある方とかと、もちろんそういう属性が今回この形式的にあるわけじゃないんですけども、この記載の中で明らかにそういうことが分かるような、もうそういうものであれば、そういったことはちょっと分かるように整理していただければ、より現状に近いものが、それも事項を自分でご自身で書かれていること以外、皆さんがご判断できる状況では、逆にそれを勝手にバックグラウンドまで推測すると恣意が入ってしまいますので、あくまでこの記載の内容の中で、次世代であるとか障害があるとか、そう



いったことがあれば、同じバリアフリーという記載でも、やっぱりちょっとそこは一つ書いていただいてもいいのかなと思うんですけども、そこもちょっと作業量が増えてしまうんですけども、できれば分かりやすい整理をお願いしたいと思います。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 要旨を整理する際に、今ご指摘いただいたような、ちょっとどこまで書き込まれているかというのを確認した上でないと明確なことはお答えできないんですけども、仮にバックグラウンドも含めて意見としてお示しできるようなものがあるのであれば、そういった整理をしてご説明を差し上げたいと考えております。

○林委員長 どうですか。最後、ございますか。

では、岩田委員。

○岩田委員 ありがとうございます。先ほどの部長の私の質問に対する答弁で、就業者は意見を言うなど言っているようだということですが、全く言っていません。ただ、分析は必要だと言っています。

で、開発業者がそういう意見を出して、それを区はうのみにして、純粋な意見だとして取り入れているみたいなことを言っていましたけど、今度はイベント主催者の意見と。それはイベントをやりたいから、それはその人たちだって言いますよ、賛成と。当たり前じゃないですか。結局、自分たちの懐具合にダイレクトに反映するような人たちは、それは言いますよ、はっきり言って。

それで、それでね、それだけじゃない。さっきセットバックの話もありました。下から見たら60メートル、いや、それは近くから見たら60メートルかもしれないけど、ちょっと離れたら80メートルです、やっぱり。結局は80メートル。

で、2,500平米の広場って、これは区民の要望じゃなくて、これは区の提案ですからね、あくまで。

ちょっと聞きますけど、バリアフリーの話もありましたけど、じゃあ、バリアフリーって、どこからどこまでやってくれるんですか。地上からどこまでやってくれるんですか、バリアフリー。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 バリアフリーに関してですが、地上から地下鉄入り口のところまで、エレベーター、エスカレーターを整備するところを指しております。

○岩田委員 ということは、ホームからじゃないんですね。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 改札から先、ホームまでの区間に関しては、今回で言うと、あくまでも事業者、東京メトロが対応すべきところであるというふうに考えております。ただ、一方で地上から改札までの区間、今回の開発で、もしバリアフリーとして整備ができれば、それについては、メトロのほうに対しても、それをもって整備を促していけるという点はあるのかなというふうに考えております。

○岩田委員 ということは、今までバリアフリー、バリアフリーと言っていたけども、ホームからじゃなかったら、例えば車椅子の人なんかは全然バリアフリーじゃないわけですよ。それで今後、それはちょっと協議していくのか、お願いするのかということであって、確実じゃない。だから完全なバリアフリーじゃないということですよ。そこをはっきりしてください。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今回の開発で見るとは、あくまでも今ご説明をし

たとおり地上から改札ということになりますが、これが決定をするということであれば、それをもってメトロに対して、地上部分までのバリアフリーは実現する見込みが立ったと。ついでにはメトロについても、いろんな方が不便なく利用できるように整備をしてほしいというような促し方ができるものと考えます。

○林委員長 今のメトロのは、何でしたっけ、依頼工事じゃなくて、請願工事と〇〇工事とかと、平河町にトンネルを掘ってそのままの塩漬けのが千代田区にもあるんで、要は工事の事業者がお金を出せばどこまでできるのかと、ちょっとやり取りを分かりやすく、請願工事はここまでを、お金を出せばできますよと。エリアの領域設定も、地下までの、ホームまでできるのか、改札フロアまでなのかというのを、ちょっとやり取りを資料化してもらわないと、やれ、やるな、と、やっぱり100点を目指せ、いやいや51点でいいです、というやり取りになっても仕方がないんで、いいですかね、次回で。

○岩田委員 はい。

○林委員長 次回までにご用意、ちょっと請願工事等々の用意しますというので、対応するしかないかなと思いますので。あくまでもお金を出すのは、日本テレビさんのホールディングスになってくるわけですよ。区が幾らオーダーをかけれるといっても。そこも含めて、（発言する者あり）お金のやり取りのものを含めて。どのぐらいの金額か分かりませんが、次回までにこのことをお答えしていただけますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 改札より中の部分に関しては事業者のほうで対応するというのは、先ほど申し上げたとおりです。そこについて、こういった対応ができるかということに対しては、改めてご説明できるよう準備をさせていただければと思います。

○林委員長 ある。もう少しありますか。二つ。

では、岩田委員。

○岩田委員 あと容積率の話もありました。700%とか七百何+%とか。別に消化しなくてもいいと思うんですね、正直。これ、高さとかも、80メートルいや、80メートルにしなくてもいいんじゃないですか、もっと低くても。それこそが一番の地域貢献ですよ。そういうふうになっている人もたくさんいます。

それで、それはそこでおしまい、2個目。意見書の話にまた戻りますけども、2024年1月5日から1月19日まで意見募集がありました。それに関して、2024年1月6日に、二番町町会の町会長名義で、町会員に対して町会の封筒を使用し、反対の方に負けないように意見書を出していただきたいという、賛成の意見書の提出を求める文書が出されていた。その文書が町会の同意を得たものかは不明です。分かりませんよね。そもそも町会は千代田区の補助金交付団体であり、公正な立場が求められていますよね。その公正な立場であるべき補助金交付団体であるこの町会の町会長の立場で、賛成の意見書提出を呼びかけたことの影響は非常に大きく、その影響を受けて提出された意見書については、有効性に疑問があると思うんです。それはやはり、これは早急に調査をして実態を明らかにするとともに、都市計画法17条2項に基づく意見書のやり直しをするべきんじゃないかなと、そのように思っておりますが、区はどのようなふう考えていますかね。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 1点目の容積率の消化に関しましては、やはり今回、事業者がやる計画というところもありますので、事業性をどう担保していくかということを考えることも重要であるというふうに認識をしています。そうした意味で、容積率

を消化した上で、ではどういった地域貢献ができるかという観点で検討していただいたものが、現在は出てきている計画案と、そういった理解をしております。

2点目の賛成を求める署名が町会主催で行われたという点に関しましてですが、こちら、実態がどうであるかということについては認識をしておりますが、あくまで依頼を受けて署名をする、しないということに関しては、その方がどういうご意見をお持ちかということ次第かなというふうに思いますので、これに関しては、仮に署名を基に出された意見書であっても、他のものと同様の取扱いを、先ほど申し上げたとおり、行いたいと考えます。

○岩田委員 容積率を消化した上で課題解決と、いや、それは逆じゃないですかね。ルールを守った上でやるのが課題解決であり、地域貢献なんじゃないですか。容積率を消化するのが前提というのは、それはおかしいですよ。

で、この意見書の話。それは何か区も何か開発に前のめりで、開発したいみたいですけども、巨人阪神戦で巨人ファンの審判が、これはアウトかな、セーフかな。セーフです、セーフですと。いや、それはどう見てもアウトでしょと。疑義があると言っているのに、セーフです、セーフですと言って、誰がそんなのを信用できるかという話が前の記事で出たんですよという話ですよ、分かりやすく言うと。何だったらちゃんと明らかにするべきですよ、これは。さっきも言いましたけども、逮捕者まで出ちゃっているんですから、みんな疑いの目で見えていますよ。ここははっきりするべきですよ。どう考えていますか。

○林委員長 じゃあ、ちょっと、まず容積については、区有地は入っていないんで、私有地ですから、最大容積の中でどうされるかというのは所有者の方がお決めになることで、別に10%の容積で建ててもいいし、満額で900%、違う、700%。うん。だったら700%です。あんまり軽々に今のお話、次回までにちょっと精査をしていただいて、併せた形でやり取りを、審査も、お答えがばすっとできるんだったらいいですけど、長くなるんでしたら。

○岩田委員 ばすっと。（発言する者あり）

○林委員長 「ばすっと」って、険悪になるんだったら次回にしてもらわないとあれですし、ヒートアップしないように冷静に行けるんでしたら。

○はやお委員 冷静でいいんだけど、それがきついつきもあるから。

○林委員長 そうなんです。僕も、さっき冷静にやったつもりですけど、ちょっとあれだったんで。

一応、じゃあ、担当部長、どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 二番町の町会さんがどういう形で意見を出されたかといったところは、ちょっと私も把握はしておりませんが、先ほどからご説明しているように、意見の要旨、それがどうだったかといったところですので、どういった意見が出されたかといったところが大事なかなというふうに思っております。（発言する者あり）

○林委員長 まあ、ちょっと次回で。いや、ジェスチャーされてもあれなんで、ちょっといろんなケースも含めて、資料の精査もやるというお話がありますので。ただ、100点満点はなかなか難しいということしか私は言っていないので、べき論が無理だとは言っていないので。ということで、いいですかね、ちょっと……

○岩田委員 今、答弁をちょっと間違えていたんで、僕、1個いいですか、ちょっと。最

後に、本当にすぐ終わります。

○林委員長 最後。はい、岩田委員。

○岩田委員 町会さんが出したじゃなくて、町会長がその名義で出しているというのが問題なんじゃないのかと言ったんですよ、僕。

○林委員長 含めてですよ。

○加島まちづくり担当部長 その事実そういった形なのかどうかということも、私たちは存じ上げていませんけれども、先ほどから申し上げておおり、その中の意見がどうだったかと、論旨ですね、そこがどうだったかというのが大事なので、その意見を大切にするといったようなところかなと思います。

○林委員長 これも岩田委員しかちょっと承知していない事案ですので、ちょっといろいろ共有させていただきながら、次回以降の陳情審査で取扱いをしていきたいと思えます。

○岩田委員 はい。分かりました。ありがとうございます

○林委員長 ということで、いいですかね、本日は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 大変駆け足で。

で、本件12件の陳情の取扱い。

○春山副委員長 21件。

○林委員長 21件。失礼しました。21件の陳情の取扱いについてなんですが。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、本件21件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせていただきます。

二番町地区のまちづくりの陳情審査及び報告事項について、終了いたします。

以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。